190　［略］

191　［略］

192　法別表第一の七十七の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

五　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する国民年金法第百三十七条の十五第二項第二号に掲げる業務として行う同法第百二十八条第五項の情報の収集、整理又は分析であって国民年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［六～八　略］

193～213　［略］

214　法別表第一の八十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　獣医師法第七条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　獣医師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　獣医師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　獣医師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

215　法別表第一の八十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　愛玩動物看護師法第六条第二項（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　愛玩動物看護師法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　愛玩動物看護師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　愛玩動物看護師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

216　法別表第一の八十一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

217～231　［略］

185　［同上］

186　［同上］

187　［同上］

［一～四　同上］

五　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百三十七条の十五第二項第二号に掲げる業務として行う同法第百二十八条第五項の情報の収集、整理又は分析であって国民年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［六～八　同上］

188～208　［同上］

［新設］

209　法別表第一の八十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　同上］

210～224　［同上］